

平成31年度風間浦村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	1,919	2,650,559	60,956	352,394	13.2	14.4

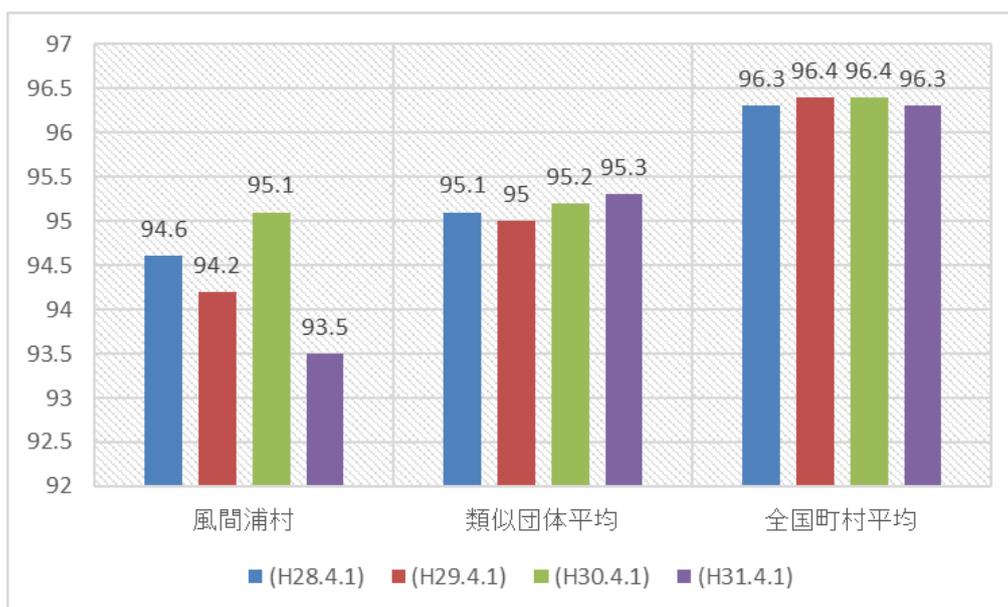
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人 40	千円 128,908	千円 14,209	千円 47,979	千円 191,096

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,777	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

風間浦村は人事委員会を設置していないため省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、人事勧告及び青森県人事委員会勧告に準じて、平均2%引下げを実施。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 地域手当の該当がないため省略します。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
風間浦村	42.0 歳	297,797円	344,928円	411,123円
青森県	42.9 歳	325,365 円	412,987円	368,214円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123円
類似団体	40.5 歳	291,820 円	342,831円	323,330円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		風間浦村	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

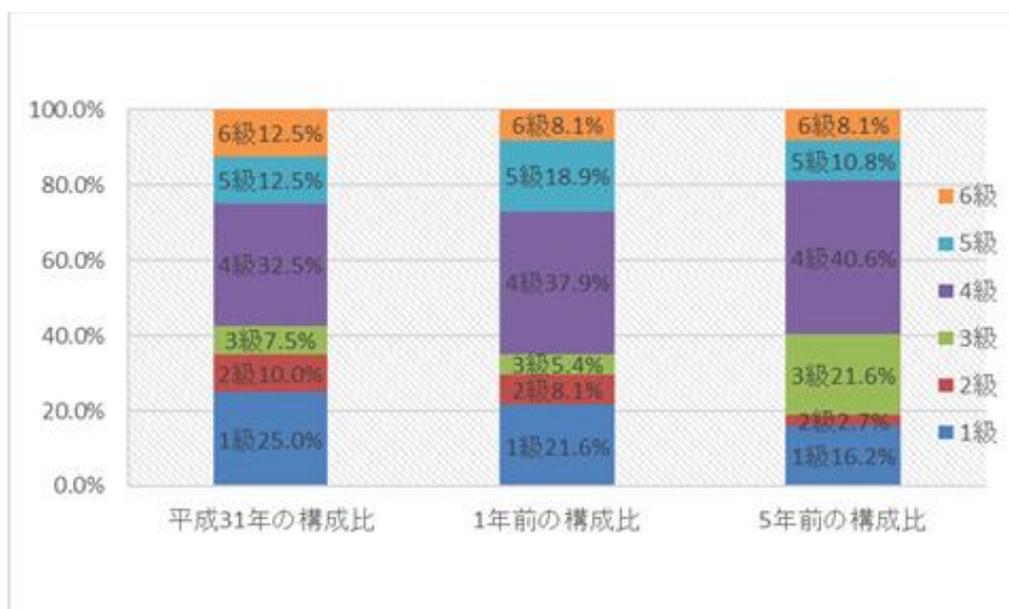
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,034 円	—	—	—
	高 校 卒	207,100 円	—	340,300 円	363,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

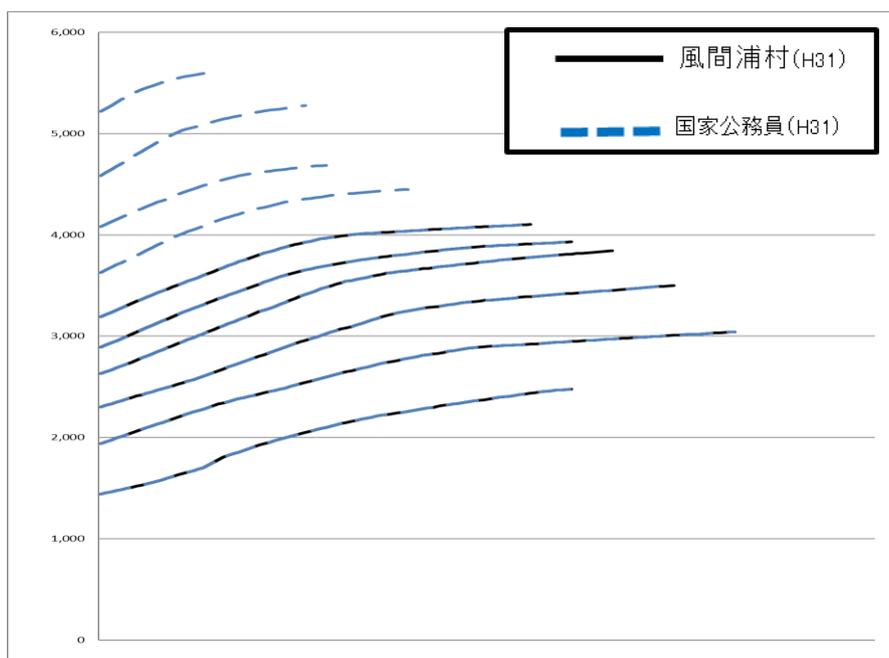
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	10人	25.0%	144,100円	247,600円
2級	主事	4人	10.0%	194,000円	304,200円
3級	主査、主任主査	3人	7.5%	230,000円	350,000円
4級	主幹、総括主幹	13人	32.5%	263,000円	384,200円
5級	課長、局長、室長、副参事	5人	12.5%	288,900円	393,000円
6級	参事	5人	12.5%	319,200円	410,200円

- (注) 1 風間浦村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（風間浦村）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

風間浦村	青森県	国
1人当たりの平均支給額（30年度） 1,371千円	1人当たりの平均支給額（30年度） 1,612千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.75月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.75月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（風間浦村）

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当（31年4月1日現在）

風間浦村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 国と同じ (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 20,102千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29・30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業従事手当	伝染病防疫作業に従事した職員	救護及び防疫作業	0 千円	日額300円～500円
潜水作業従事手当	潜水作業に従事した職員	潜水作業	0 千円	1時間310円～1,300円
死体処理作業従事手当	死体処理作業に従事した職員	火葬処理又は行旅死亡人処理作業	0 千円	2,000円～3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,932 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度）	60 千円
支給実績（29年度決算）	1,328 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度）	40 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 配偶者以外6,500円 子10,000円 満16歳から22歳までの子に加算となる額5,000円	同		千円 5,043	円 219,260
住居手当	借家（貸家）限度額27,000円	同		千円 847	円 282,333
通勤手当	交通機関利用者限度額55,000円 交通用具利用者限度額35,000円	異	交通用具利用者の限度額（24,500円）	千円 2,295	円 95,625
管理職手当	総務課長 33,000円 6級の職員32,000円 5級の職員23,000円	異	支給額の相違	千円 3,096	円 387,000

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	655,000 円 (655,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 827,000 円 / 498,000 円	
	副 村 長	549,000 円 (円)	667,000 円 / 457,000 円	
報 酬	議 長	229,900 円 (円)	316,000 円 / 186,300 円	
	副 議 長	194,800 円 (円)	265,000 円 / 129,600 円	
	議 員	182,400 円 (円)	257,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(30年度支給割合) 3.2 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.2 月分		
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 655千円×45.5/100×48月 549千円×26.5/100×48月	(1期の手当額) 14,305,200円 6,983,280円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

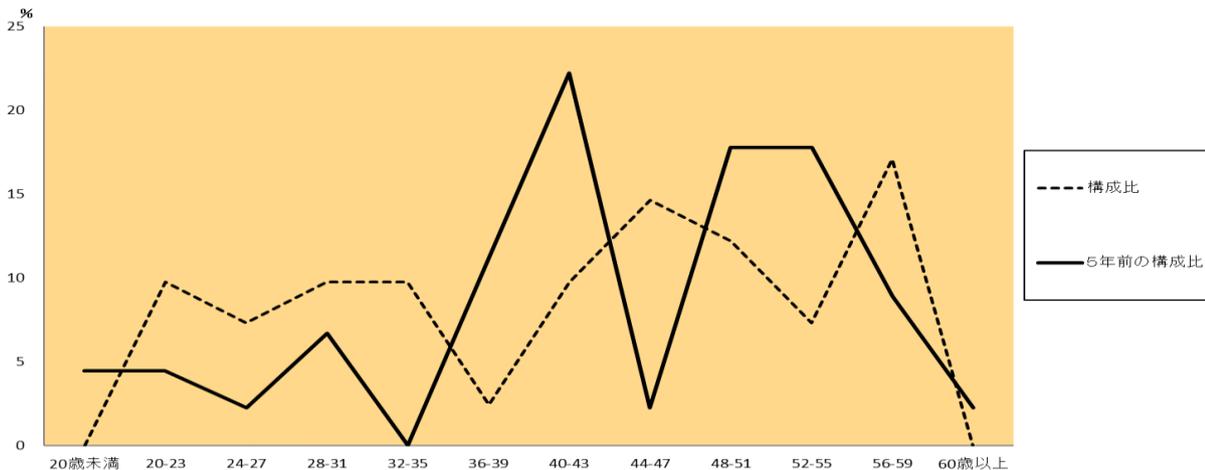
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年	平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	企 画 部 門 の 業 務 増 電 算 シ ス テ ム 更 新 業 務 増	
		総 務	13	15	1		
		税 務	1	1	0		
		民 生	6	6	0		
		衛 生	4	4	0		
農 林 水 産		2	2	0			
商 工		1	1	0			
土 木		2	2	0			
計	31	33	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.58人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18人)			
教育部門	4	4	0				
小 計	35	37	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 194.62人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77人)			
公 営 企 業 等 部 門	水 道	2	2	0			
	そ の 他	4	4	0			
小 計	6	6	0				
合 計		41 [74]	43 [74]	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 226.18人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	4	3	4	4	1	5	6	5	4	7	0	43

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	33	32	31	30	31	33	0(0%)
教育	6	5	4	4	4	4	△2(△33.3%)
普通会計計	39	37	35	34	35	37	△2(△5.1%)
公営企業等会計計	6	7	7	6	6	6	0(%)
総合計	45	44	42	40	41	43	△2(△4.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	106,857	1,148	10,893	10.1	11.78

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 2	千円 7,618	千円 334	千円 2,941	千円 10,893	千円 5,447	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
風間浦村	47.0歳	331,900円	455,526円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

風間浦村	風間浦村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（30年度） 1,470千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,371千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.75月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.75月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

風間浦村	風間浦村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 20.6695月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 国と同じ (退職時特別昇給 無)	(支給率) 自己都合 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 国と同じ (退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 1千円	1人当たり平均支給額 20,102千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29・30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	227千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度）	113.5千円
支給実績（29年度決算）	147千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度）	73.5千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 配偶者以外6,500円 子10,000円 満16歳から22歳までの子に 加算となる額5,000円	同		千円 156	円 78,000
住居手当	借家(貸家)限度額 27,000円	同		千円 0	円 0
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 交通用具利用者限度額 35,000円	異	交通用具利用者の 限度額(24,500円)	千円 0	円 0
管理職手当	総務課長 33,000円 6級の職員 32,000円 5級の職員 23,000円	異	支給額の相違	千円 0	円 0